4　手続等
⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　電話087―851―8061（内線2526）
⑵　説明書の交付期間及び方法　令和３年８月26日から令和３年10月26日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。
　入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑶　申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法　令和３年８月27日から令和３年10月26日までの午前９時から午後５時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和３年８月27日から令和３年10月26日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に上記４⑴に直接持参すること。
⑷　技術協力業務の契約及び見積合せ　優先交渉権者の選定後、見積合せを実施したうえで、技術協力業務についての委託契約を締結する。
　技術協力業務の委託契約を締結するに当たり、発注者と優先交渉権者の間で、技術協力業務終了後の工事契約に向けた価格交渉に関する基本協定を締結するものとする。
　見積りの日時及び場所並びに方法等については、優先交渉権者にのみ通知する。
5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金
　１）技術協力業務　免除
　２）建設工事　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店)。なお、契約保証金の額は、請負代金額の10分の３とする。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による（契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式。)。
⑷　配置予定技術者の確認　ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、本建設工事契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び技術資料の差し替えは認められない。
⑸　手続きにおける交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑻　技術提案書及び技術協力業務に関する参考見積書について、ヒアリング等を行う。
⑼　優先交渉権者の活動状況等の把握　支店又は営業所が競争参加資格要件を満たして優先交渉権者として選定された場合、発注者が指示する資料を速やかに提出すること。
　なお、資料の提出がない場合は工事情報を減点する等の措置をとる場合がある。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、交渉権者選定通知の日において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　本案件に関係する四国地方整備局（港湾空港部除く。)及び肱川ダム統合管理事務所の発注者支援業務等の契約者等（契約者及び契約予定者となったコンサルタント（設計共同体の各構成員及び業務に従事する技術員の派遣元及び出向元を含む。)をいう。以下同じ。)及び当該発注者支援業務の契約者等と資本面・人事面で関係があると認められる者は、本案件に参加することができない。なお、「本案件に参加」とは、本案件の競争に参加すること及び本案件の下請けとして参加することをいう。
⒀　詳細は説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Niwa Katsuhiko Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Nomura dam facility improvement
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 26 October 2021
⑸　Contact point for tender documentation : Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する令和３年度小禄道路橋梁基礎工（Ｐ30～Ｐ34）工事は、特定建設工事共同企業体及び単体有資格業者等による一般競争により行うこととしたので当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。
令和３年８月25日
沖縄総合事務局開発建設部長　坂井　　功

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事名　令和３年度小禄道路橋梁基礎工（Ｐ30～Ｐ34）工事
2　工事場所　沖縄県豊見城市与根地内
3　工事内容　道路土工１式、ＲＣ橋脚工１式、仮設工１式
4　工事区分　一般土木工事
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　令和３年８月26日から令和３年９月15日まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日９時00分から17時15分まで。
⑵　受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　ＴＥＬ098―866―0031（内線2541）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　最大３社とする。
⑵　構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「一般土木工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
⑶　構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。
⑷　出資比率　全ての構成員が、20％以上の出資比率でなければならない。
⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
　①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると認定された時から工事の請負代金の完成払をした時まで。
　②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると認定された時から契約の相手方が確定した時まで。
7　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
　※令和３・４年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑷　共同企業体協定書の写し